

播磨西部地域における障害児の放課後保障について

—「放課後子どもプランの実情を通して」—

専攻：特別支援教育学
コース：心身障害
学籍番号：M08102J
氏名：高津 薫

本研究では、放課後保障のあり方を施策や制度の面から歴史的に展望し、どの地域でも障害児を受け入れられるような学童保育をすすめていくにはどのようなことが必要なのか、また学童保育所の運営や保育のあり方はどのようなものであるのかといったことを兵庫県播磨西部地域の各市町教育委員会に聞き取り調査を行うことにより、その実態を知ると共に必要な条件整備に関する検討を行った。

第1章 問題の所在

第1章では、まず本論文の目的と意義について述べ、既往の研究を概観し、本研究の位置付けを行った。

近年日本では少子化の傾向にある。井口（1999）によると出生率の低下は諸外国に比べて突出して高い日本の出産・育児の機会費用にあるとして、保育の拡充を含め、出産後の継続就労を可能にする制度の早急な充実を主張している。また、出生率を上げるためには

子育てコストを引き下げる政策を徹底して行うことが必要であるという立場（加藤，2000）では保育料の引き下げと保育の供給量の大幅な増加に効果があるとしている。一方、保育政策は出生率に影響をもたないとする（岸，1999）では、親が安心して子育てできるように保育の質を上げ、育児相談機能も強化するべきとの提案もしている。

第2章 放課後保障と障害児

2007年に政府が打ち出した放課後子どもプランについて概要を説明した。また、放課後子どもプランが文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」

と厚生労働省が所管する「学童保育」の2事業を統合して行うものから、学童保育と放課後子ども教室のできた経緯と目的、意義、それぞれの問題点などについて述べている。また2事業を統合するとはどういう形態かを述べるためにこの2事業を「一体化」した運営と「連携」した運営について述べている。

政府は2007年から新たに市町村が実施する総合的な放課後対策として、文部科学省が所管し、全児童を対象とする「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省が所管し、留守家庭児童を対象とする学童保育の2事業を行う「放課後子どもプラン」を打ち出した。

両省の補助金は国において交付要綱を一本化すること、実施主体である市町村において学校の余裕教室等を活用して「一体的あるいは連携」しながら実施するとしている。

小学生を対象とする学童保育は、もともとは保育所を卒園した後の小学校低学年の児童に放課後の生活の場を提供するため、必要に迫られて、各自治体が独自の福祉サービスとして実施してきたものである。1998年に児童福祉法第6条の2第2項の規定に位置づけられた「放課後児童健全育成事業」がきっかけとなり、公的な児童福祉事業になり、障害児にも放課後生活の保障が必要であるという認識が広がった。

学童保育の運営については、実施要綱に公費による補助も規定されている。しかし事業の最低基準が明確でなく、そもそも国の補助単価の前提となる運営費（300万円程度）が実際の運営費の約3分の1にすぎないとも言われている。自治体の補助の基準や

水準、利用料なども多岐にわたり、学童保育の運営については、財政基盤の脆弱さが指摘されている。

指導員についても、専任職員の配置基準はあるものの専門資格がなく、多くの自治体でボランティア的な労働に頼っているのが実情である。そのような中、利用希望児童の増加による待機児問題、40人を超える大規模学童保育の増加など新たな問題が生じ、事業基盤の脆弱さが危惧されている。

学童保育利用希望児童の増加に対して、定員増加や新設ではなく、文部科学省管轄の全児童対策事業の中に学童保育機能を取り込むことで対処しようとする自治体も、都市部で出始めた。全児童対策事業は、放課後に安全で健全な活動ができるようにとの趣旨の事業であり、子どもの安全確保の面からも注目を集めている。

空き教室やプレハブなどを利用し、登録した小学生であれば誰でも利用可能である。「手軽に利用できる」などの期待感から、1か所あたりの登録児童数は学童保育に比べて多い。それによって学童保育と異なり大人も子どもも日々顔ぶれが変わり、現場からは「子ども同士の人間関係が希薄」「スタッフと子どもの信頼関係が築けない」などの声が聞かれる。

子どもの自由な出入りを想定している全児童対策事業と、固定的な利用児童に安全な生活と遊びの場を提供する学童保育とは、方向性が異なる点があり、各自治体では運営に工夫をこらしている。

学童保育は、働く親を持つ子どもの継続した生活の場であり、子ども一人ひとりの性格やその日の様子を把握しながら対応している。しかしながら、全児童対策事業では、専門的訓練を経していないスタッフのもと、大勢の子どもたちが遊び場として利用している。どういう子どもか分からずに安全を確保するのは非常に困難である。

「放課後子どもプラン」は、学童保育と全児童対策事業とを総合するものである。そして、この二つの事業を、「一体的」あるいは「連携」して、実施することが補助金交付を一本化するなかで指導されている。そこで学童保育と放課後子ども教室とが「一体的」運営と「連携」する運営とは

どういうものはまた、それぞれにどのような意義があるのか述べた。

また市町村に「プラン」の実施義務はないが、地域のニーズを把握しニーズがある限りは積極的に実施するべきである。学齢期の子ども施策として、どちらの事業もそれぞれの必要性から実施されるべきで発展させていく必要がある。それをどちらかの実施で差し支えないというのは問題である。

Ⅲ. 聞き取り調査

播磨西部地域（姫路市・太子町・たつの市・相生市・赤穂市・佐用町）の各教育委員会の学童保育担当者に聞き取り調査を行った。放課後子どもプランの実態を知るとともに、障害児の放課後保障に与える影響を聞き取り調査により明らかにした。調査内容は全国学童保育連絡協議会作成の全国調査を参考に行った。

この調査により、播磨西部地域では学童保育がまだ実施されていない地域や放課後子どもプランに沿って運営している自治体など多岐にわたる運営が見られた。放課後子ども教室では学童保育的な活動をしている自治体のみられたものの、学童保育と放課後子ども教室の連携または一体的運営は保護者負担の差から一体的運営を実施することが困難であることがわかった。

Ⅳ. 学童保育と放課後子ども教室の連携の現状

都市部に限らず少人数の学校区でも就学前の保育から切れ目のないサービスを対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけて行く必要がある。

また、量的拡大を図っていくためには場所の確保、指導員の確保が欠かせない。また指導員の雇用形態が学童保育の質に係わってくることを述べた。

主任指導教員：河相善雄

指導教員：河相善雄